

## のおがた健康ポイント事業企画運営業務委託仕様書

本仕様書はのおがた健康ポイント事業企画運営業務委託の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならない事項及び本仕様書に記載のない事項であっても、業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

### 1 委託業務名

のおがた健康ポイント事業企画運営業務

### 2 業務の目的

市民が主体的かつ継続的に健康増進活動（ウォーキングや食習慣の改善など）へ取り組める環境を整備するため、事業の広報および利用促進キャンペーン等を展開し、「のおがた健康ポイント事業」の更なる促進を図ることで、市民の健康水準の向上に資することを目的とする。

### 3 委託期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

### 4 スケジュール

令和8年 7月～令和8年 9月	専用WEBサイト構築・チラシ作成
令和8年10月～令和9年 1月	利用促進キャンペーンの実施 観光・商業振興と連携した事業の実施
令和9年 1月	賞品の抽選
令和9年 2月	賞品の発送

### 5 委託業務の内容

本業務は「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用して行うものである。機能等を十分に熟知した上で業務を行うこと

【参考 URL】 <https://www.fukuoka-kenko.biz/>（ふくおか健康ポイントアプリ専用サイト）

#### (1) 利用促進キャンペーンの実施

- ・ 対象者は18歳以上の直方市民とする。
- ・ アプリの新規利用者の獲得、継続利用と歩数の増加を図るため、期間中に一定以上ポイントを貯めた登録者を対象に、賞品を提供するキャンペーンを実施する。
- ・ 期間中に一定以上ポイントを貯めた対象者から、市が当選者を抽出し、受託者に提供する。
- ・ 賞品は、市内農林水産業や観光業、商工業等の振興に寄与するものや健康づくりにつながるものなども含め受託者が提案し、市と十分に協議の上決定する。また、賞品の調達及

び当選者への発送は受託者が行う。

- ・ 賞品に係る経費は10万円程度を目安とする（調達費等は含まない）。
- ・ 賞品の購入に要する費用及び配送に係る経費は、すべて本業務の委託料に含めるものとする。
- ・ 市が募集する協賛企業等から賞品の提供があった場合、キャンペーンに活用すること。

## (2) 事業周知

- ・ 本業務専用のWEBサイトを作成し、管理運営を行うこと。
- ・ 利用者キャンペーン広報のためにチラシ（A3両面）を18,000部作成し、市が指定する送付先へ送付する。
- ・ SNSを活用した広報をはじめ、幅広い広報媒体を活用して効果的な広報を実施し、新規登録者の拡大を図る。
- ・ 委託者が本業務を市媒体等でPRする際には、本業務を効果的にPRできるよう、元データの作成や素材データ等の提供を行うこと。
- ・ その他、健康無関心層を含めた多くの人に本事業を知ってもらえるよう、受託者の創意工夫により事業の周知を行う。

## (3) 参加賞（デジタルギフト）の利用ガイド作成

- ・ キャンペーンでは、応募者に対して参加賞としてデジタルギフトを提供する。
- ・ スマートフォンの操作に不慣れな者でもデジタルギフトを円滑に利用できるよう、受取から利用までの手順を分かりやすく解説した手順書を作成し、専用WEBサイト内に公開すること。
- ・ 手順書は、実際の操作画面のキャプチャ等を用い、視覚的に理解しやすい構成とすること。
- ・ 問い合わせの削減に繋がる工夫を行うこと。
- ・ なお、参加賞（デジタルギフト）の原資（発行額面代金）は委託者の負担とする。

## (4) 観光・商業振興と連携した事業の企画提案

- ・ 市内の観光資源（商店街、名所、公共施設等）への来訪を促し、地域経済の活性化と市民の歩数増加を同時に図る施策を企画・実施すること。
- ・ 地元店舗を巻き込んだPR活動を強化し、健康無関心層や若い世代を含め、幅広い市民が楽しみながら参加できる創意工夫を盛り込むこと。
- ・ 提案にあたっては、予算額の範囲内で実施可能かつ、事業終了後も地域に賑わいが残るような持続可能性に配慮した内容とすること。

## (5) その他

- ・ 成果物の著作権・著作権等の権利は、原則として委託者に帰属するものとする。
- ・ キャンペーン申し込み者1200人以上を目標とする。（令和7年度：1115人）
- ・ 予算額の範囲内で独自の提案があれば実施することができる。
- ・ 業務完了時に、事業の実施内容及び実施結果、事業効果を記載した報告書を提出すること。

## 6 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるように、十分精査すること。
- (2) 受託者は、企画検討、連絡調整のため、市との打ち合わせ、業務の進捗状況、計画等について報告など、市と十分に協議しながら、業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者のほかに漏らし、又は本業務以外の履行のための目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。受託者の責めに帰す情報漏えいの発生による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理すること。
- (5) 本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (6) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (7) 成果物に係る権利は直方市に帰属するものとするが、本業務開始前に受託者が所有する権利及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等に係る権利はこの限りではない。ただし、市がこれらの権利を利用するにあたって、本業務に係る委託料以外は一切の費用は発生しないものとする。
- (8) 本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受託者の負担とする。
- (9) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議のうえ業務を進めるものとする。

## 7 その他

- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令及び直方市の条例等を遵守すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、市と受託者の双方で別途協議を行うこととする。